



WORKMAN

第40回 定時株主総会

招集ご通知

●ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせいただき、書面またはインターネットにて議決権行使をお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時

開催場所 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
ビエント高崎 エクセルホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

目次

第40回定時株主総会招集ご通知……………	P.1
株主総会参考書類……………	P.4
(提供書面)	
事業報告……………	P.19
計算書類……………	P.39
監査報告……………	P.51

株式会社 ワークマン

株主各位

証券コード 7564
2021年6月11日

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

株式会社 ワークマン
代表取締役社長 小濱 英之

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2場 所	群馬県高崎市問屋町2丁目7番地 ビエント高崎 エクセルホール
3目的事項	報告事項 第40期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。
- 今後の新型コロナウイルスの感染状況により会場の変更等が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

当社ウェブサイト (<https://www.workman.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される 場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書はイメージです。

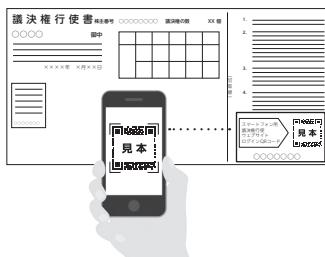
- 書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

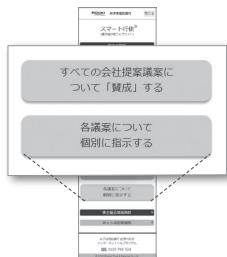
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

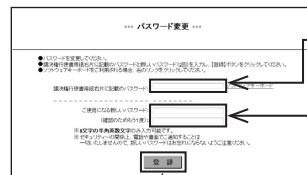
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、永続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに配当性向等を総合的に勘案し、前期より14円増配の、1株につき64円とさせていただきますと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 64円 配当総額 5,223,064,448円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1 変更の目的

- ①取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、関連する規定の新設、変更及び削除を行うものであります。
- ②取締役会にて自由闊達な議論及び迅速な意思決定が可能な規模となるよう取締役の員数について上限を定めるものであります。
- ③社外取締役が、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第29条を新設するものであります。なお、当該規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
- ④機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）及び変更案第40条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、現行定款第43条（剰余金の配当）及び現行定款第44条（中間配当）の削除を行うものであります。
- ⑤上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を発生するものいたします。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (機 関)	第1条～第3条 (機 関) (現行どおり)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (条文省略)</p> <p>第 6 条 <u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 18 条 <u>当社に取締役 3 名以上置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第 6 条</p> <p>第 7 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 17 条 <u>当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役のうちから会長および社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうちから会長および社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>② (条文省略) (新設)</p>	<p>② (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>第27条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、 取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号 に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締 役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区 別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> 第29条 当会社に監査役3名以上を置く。 <u>(選任方法)</u> 第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 <u>(任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまで とする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任され た監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時 までとする。 (常勤の監査役)</p>	<p><u>(取締役の責任限定契約)</u> 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外 取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限 定する契約を締結することができる。ただし、当該契約 に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額と する。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除)</p>
<p>第32条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定す る。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u> を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがあるときのほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めがあるときのほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計算 (条文省略)</p> <p>第42条 (剰余金の配当)</p> <p>第43条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第45条 剰余金の配当および中間配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計算 (現行どおり) (削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件**

現在の取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	こはま ひでゆき 小濱 英之	代表取締役社長	再任
2	つちや てつお 土屋 哲雄	専務取締役経営企画部・開発本部 情報システム部・ロジスティクス部担当	再任
3	いづか ゆきたか 飯塚 幸孝	取締役財務部長	再任

候補者番号

1

こ はま ひで ゆき
小濱 英之 (1969年7月8日生)

所有する当社の株式数…………… 18,400株
取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年3月 当社入社	2015年1月 当社役員待遇商品部長
2003年5月 当社商事部長代理	2016年6月 当社執行役員商品部長
2009年5月 当社商事部長	2017年3月 当社執行役員スーパーバイズ部長
2010年1月 当社商品部第二部長兼セーフティグッズ担当	2017年6月 当社取締役スーパーバイズ部長
2011年1月 当社商品部海外商品部長	2019年4月 当社代表取締役社長（現任）
2014年6月 当社役員待遇商品部海外商品部長	

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

小濱英之氏は、当社入社後、主に商品開発部門にてプライベート・ブランド商品の開発を主導し、2017年からは取締役スーパーバイズ部長として、売場改革とワークマンプラスの全国展開を指揮、2019年から代表取締役社長（現任）を務めております。
製品開発、店舗運営、売場改革など、幅広い分野での経験、知識による優れた経営手腕とリーダーシップを引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

つち や てつ お
土屋 哲雄 (1952年10月6日生)

所有する当社の株式数…………… 11,520株
取締役在任年数…………… 9年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年4月 三井物産(株)入社	2012年6月 当社常務取締役情報システム部・ロジスティクス部担当
1988年10月 三井物産デジタル(株)代表取締役社長	2017年6月 当社常務取締役経営企画部・情報システム部・ロジスティクス部担当
2003年6月 上海広電三井物産有限公司董事兼総経理	2019年6月 当社専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当（現任）
2006年6月 三井情報開発(株)（現三井情報(株)）取締役執行役員	
2008年6月 三井情報(株)役員待遇フェロー	
2012年4月 当社常勤顧問	

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

土屋哲雄氏は、当社入社後、経営企画、情報システム、ロジスティクス部門を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、社内改革、新業態開発、マーケティング戦略に尽力し、2019年からは専務取締役（現任）を務めております。
競争戦略立案及び推進経験を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

いい づか ゆき たか
飯塚 幸孝 (1965年3月8日生)

所有する当社の株式数…………… 16,800株
取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月 当社入社
1994年 5月 当社財務部会計グループマネージャー
2004年 6月 当社財務部長代理兼会計グループ担当
2009年 5月 当社財務部長兼会計グループ担当
2011年 6月 当社役員待遇財務部長
2017年 6月 当社取締役財務部長（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

飯塚幸孝氏は、当社入社後、財務、I R部門の重要な役割を担当し、組織体制と財務基盤の強化、企業価値増大に尽力し、2017年からは取締役財務部長（現任）を務めております。経営全般における幅広い知見を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4.会社役員の状況（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	はせがわ ひろし 長谷川 浩	常勤監査役	新任
2	あらい としお 新井 俊夫	社外監査役	新任
3	ほりぐち ひとし 堀口 均	社外監査役	新任

候補者番号

1

は せ がわ ひろし
長谷川 浩 (1961年5月3日生)

所有する当社の株式数…………… 400株

取締役会出席状況…………… 14/14回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 8月 当社入社
1994年 5月 当社財務部資金グループマネジャー
2003年11月 当社経営企画 I R室マネジャー
2011年 3月 当社内部監査部長代理
2015年 6月 当社常勤監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

長谷川浩氏は、当社の財務部及び経営企画部 I R室にて長年決算手続や有価証券報告書の作成を担当、責任者として内部監査を指揮するなど、財務及び会計、監査に関する相当程度の知見を有しており、また、当社常勤監査役としての職務を適切に遂行していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、候補者としました。

候補者番号

2

あ ら い と し お
新井 俊夫 (1948年2月26日生)

所有する当社の株式数…………… 9,000株

取締役会出席状況…………… 13/14回

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1970年 4月 大正海上火災保険(株) (現三井住友海上 火災保険(株)) 入社
1993年 6月 同社名古屋公務開発部長
1995年 7月 同社群馬支店長
1999年 4月 同社東京営業第1部長
2001年 4月 同社横浜支店長
2003年 4月 同社理事横浜支店長
2005年 4月 M S K 商事(株)常務取締役
2005年11月 (株)富士商会取締役上席執行役員
2012年 4月 公益財団法人ベイシア21世紀財団監事 (現任)
2015年 6月 当社社外監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

新井俊夫氏は、大手損害保険会社での豊富な業務経験に加え、他社での役員経験を有しており、リスク管理をはじめとした幅広い見識を客観的視点から経営全般の監視に活かしていただきたく、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、候補者としました。

候補者番号

3

ほりぐち
堀口ひとし
均 (1959年3月29日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

取締役会出席状況…………… 13/14回

新任

社外

独立

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1993年4月 弁護士登録
高橋勇雄法律事務所入所
1998年4月 堀口均法律事務所開設
2016年6月 当社社外監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

堀口均法律事務所 弁護士

〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕

堀口均氏は、弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新井俊夫氏、堀口均氏の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 新井俊夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
4. 当社は、堀口均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、新井俊夫氏、堀口均氏の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、両氏の選任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4.会社役員の状況（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ごとう みち たか
後藤 充隆 (1960年9月16日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

【略歴、当社における地位】

1993年4月 判事補任官
1998年3月 同退官
1998年4月 弁護士登録
高橋・後藤法律事務所所属

【重要な兼職の状況】

高橋・後藤法律事務所 弁護士

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

後藤充隆氏は、弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

- (注) 1. 後藤充隆氏の所属する事務所は、当社と顧問契約を締結しております。
2. 同氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日の当社第25回定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等の諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、従来どおり、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は3名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり可決された場合、本議案に係る取締役は3名（うち社外取締役は0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、あらゆる経済活動が制限され、厳しい状況で推移しました。個人消費につきましても、外出自粛や雇用所得環境の悪化で消費活動が停滞、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

ワーキング・ユニフォーム業界におきましては、一部の産業で企業収益が悪化し作業服需要が減少し、一方で個人消費者を中心にEC販売が拡大。業種業態を超えた競合はさらに激化して厳しい経営環境が続いております。

このような中で当社は、お客様と従業員の安心安全を最優先に感染防止策を講じて営業を継続しました。また、テレワーク（在宅勤務）の推奨やWEB会議の活用、展示会等イベント自粛に伴いWEBでの新製品情報配信コンテンツを新設するなど、デジタル化を積極的に推進しました。

当事業年度の施策として、商品では、デザイン、機能、価格で訴求力を高めたPB（プライベート・ブランド）商品の強化として、「リバーシブルスーツ」や「アウトドアギア」など新カテゴリーの開発や、女性衣料ではストレッチや撥水・防水など機能性に優れた品揃えを拡充、そのほか、ジュニアアイテムの展開などで客層拡大を図りました。これによりPB商品は1,757アイテムとなり、チェーン全店売上高構成比は前期比8.3ポイント増の59.7%となりました。

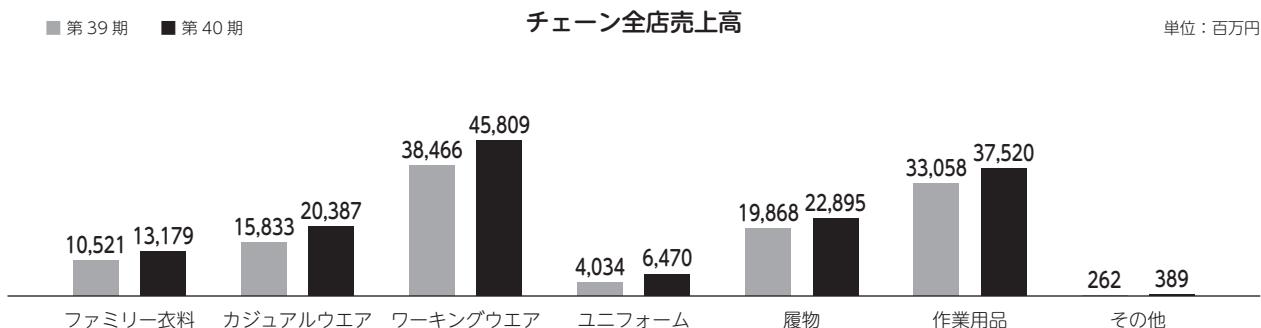
販売では、需要予測発注システムのリプレイスで、発注ロジックにAIを活用したシステム開発を推進、店舗在庫の最適化と店舗オペレーションの効率化に取り組んでおります。販売促進では、新たな試みとして、「東京ガールズコレクション」に参加、若年層へのアピールやブランドイメージの向上を図りました。

店舗展開では、ワークマンプラスの出店を拡大したほか、持続的成長を見込む店舗として、新業態「#ワークマン女子」を開発しました。また、売場面積・駐車台数を拡張した店舗やピロティタイプ店舗（1階駐車場・2階売場）の出店を行い、新フォーマットの標準化にも取り組みました。その結果、ロードサイド34店舗、インショップ5店舗を新規出店、スクラップ&ビルド8店舗、ワークマンプラスへの改装転換を53店舗で、合計906店舗（うちワークマンプラス272店舗・#ワークマン女子2店舗）となりました。営業形態の内訳は、フランチャイズ・ストア（加盟店A契約店舗）が前期末より27店舗増の861店舗、直営店（加盟店B契約店舗、トレーニング・ストア及びショッピングセンター店舗）は前期末より11店舗増の45店舗となりました。

この結果、当事業年度のチェーン全店売上高は1,466億53百万円（前期比20.2%増、既存店前期比14.2%増）、営業総収入は1,058億15百万円（前期比14.6%増）、営業利益239億55百万円（前期比25.0%増）、経常利益254億9百万円（前期比22.9%増）、当期純利益170億39百万円（前期比27.5%増）となりました。



商品別の販売状況は次のとおりであります。



② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は51億53百万円であり、その内容は自社店舗の建設や流通センターの増築などで46億66百万円、需要予測発注システムやソフトウェアの開発などで4億86百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

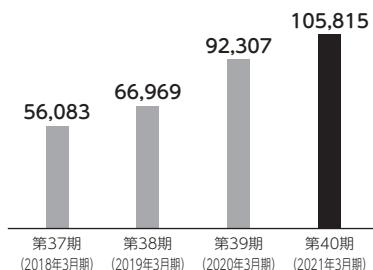
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

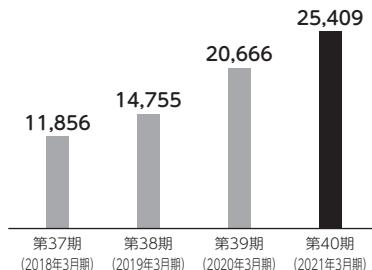
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

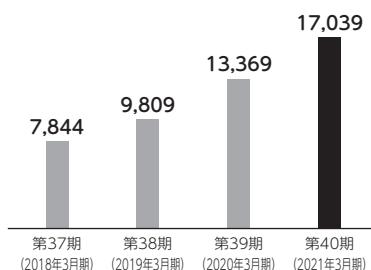
営業総収入 (単位: 百万円)



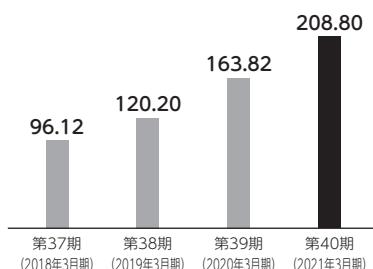
経常利益 (単位: 百万円)



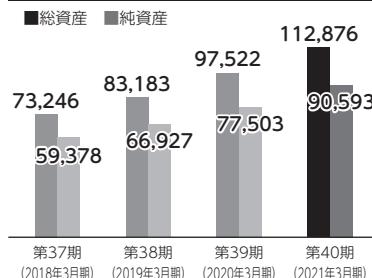
当期純利益 (単位: 百万円)



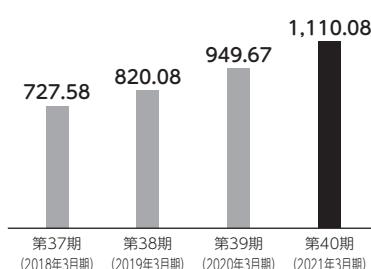
1株当たり当期純利益 (単位: 円)



総資産/純資産 (単位: 百万円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



区分		第37期 (2018年3月期)	第38期 (2019年3月期)	第39期 (2020年3月期)	第40期 (当事業年度) (2021年3月期)
営業総収入	(百万円)	56,083	66,969	92,307	105,815
経常利益	(百万円)	11,856	14,755	20,666	25,409
当期純利益	(百万円)	7,844	9,809	13,369	17,039
1株当たり当期純利益	(円)	96.12	120.20	163.82	208.80
総資産	(百万円)	73,246	83,183	97,522	112,876
純資産	(百万円)	59,378	66,927	77,503	90,593
1株当たり純資産額	(円)	727.58	820.08	949.67	1,110.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算出しております。
2. 記載金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は当該株式分割が第37期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は新型コロナの影響による減速から回復する見通しとなっておりますが、ワクチンの普及や成長持続への景気対策など難しい局面であり、不透明感は今後も続くと思われまます。国内市場においては、新しい生活様式に伴う「三密」回避の消費行動が強くなり、アウトドア需要の高まりが継続すると想定しております。

このような環境の中で当社は、商品政策では、アンバサダーとの製品開発で新機能・新カテゴリーに挑戦し多様性を高め、より一層の客層拡大に取り組んでまいります。一方、プロ向け製品の再構築として、ウエアからシューズに至るまで機能とデザイン、価格で競合他社との差別化を鮮明にしたP B商品の開発を強化、プロ顧客の囲い込みとシェア拡大を図ってまいります。また、生産管理体制の強化や季節に応じて売場展開を変える「4シーズン制」を推進、在庫の最適化を図るサプライチェーン・マネジメントの高度化も進めてまいります。

販売政策では、イベントやメディア露出などのP Rとマーチャダイジングを連動させ、販促効果の最大化に取り組むほか、E C販売では、Click&Collect通販サイトの利便性向上で店舗への送客を高め、ネットとリアル店舗の融合を進めてまいります。また、#ワークマン女子は運営方法の確立で出店拡大を図り、ロードサイド店舗のフランチャイズ・ストア化にも取り組んでまいります。

物流政策では、伊勢崎流通センターの拡張と西日本流通センター開設に向けたプロジェクトを推進し、加盟店への安定供給と物流コストの抑制を図ってまいります。

出店政策では、#ワークマン女子のロードサイド出店で展開を加速、あわせてワークマンプラスは新規出店やS & B (スクラップ&ビルド)、既存店改装で展開を拡大してまいります。また、販売力に合わせた店舗フォーマットを確立し、ロードサイド35店舗、インショップ6店舗、合計41店舗を新規出店、S & B 13店舗、既存店改装62店舗、閉店2店舗を計画、全都道府県下に合計945店舗(うち、ワークマンプラス377店舗、#ワークマン女子13店舗)のネットワークを展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社はフランチャイズシステムで、作業服、作業関連用品及びアウトドア・スポーツウエアを販売する専門店をチェーン展開することを主な事業として営んでおり、主要な取り扱い商品は次のとおりであります。

区分	商品名
ファミリー衣料	肌着、靴下、軍足、帽子、タオル、エプロン
カジュアルウエア	ポロシャツ、Tシャツ、ハイネックシャツ、ブルゾン、スポーツウエア
ワーキングウエア	作業ジャンパー、作業ズボン、つなぎ服、鳶衣料、アウトドアウエア
ユニフォーム	白衣、オフィスユニフォーム、不織布用品、女性衣料
履物	安全靴、セーフティシューズ、地下足袋、長靴、布靴
作業用品	軍手、革手袋、加工手袋、レインウエア、ヘルメット、ベルト

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 主要な事業所

本社	群馬県伊勢崎市柴町1732番地
東京本部	東京都台東区
製品開発センター	東京都台東区
関東・信越本部	群馬県伊勢崎市
北東北地区本部	岩手県盛岡市
南東北地区本部	宮城県仙台市太白区
群馬・埼玉地区本部	埼玉県児玉郡上里町
茨城地区本部	茨城県水戸市
栃木地区本部	栃木県矢板市
千葉地区本部	千葉県千葉市緑区
神奈川地区本部	神奈川県藤沢市
新潟地区本部	新潟県新潟市中央区
長野地区本部	長野県長野市
静岡地区本部	静岡県静岡市駿河区
愛知地区本部	愛知県岡崎市
岐阜地区本部	岐阜県羽島市
大阪地区本部	大阪府岸和田市
兵庫地区本部	兵庫県神戸市西区
広島地区本部	広島県安芸郡海田町
福岡地区本部	福岡県大野城市
伊勢崎流通センター	群馬県伊勢崎市
竜王流通センター	滋賀県蒲生郡竜王町

② 地域別店舗数

(単位：店)

区分 県別	チェーン全店舗数				
	フランチャイス・ストア (加盟店 A契約 店舗)	直営店舗			ショッピ ングセン ター 店舗
		加盟店 B契約 店舗	トレー ニング ・ストア		
北海道	19	17	0	2	0
青森県	12	12	0	0	0
岩手県	12	11	0	1	0
宮城県	16	16	0	0	0
秋田県	11	11	0	0	0
山形県	13	11	0	2	0
福島県	19	19	0	0	0
茨城県	37	34	0	3	0
栃木県	19	18	0	1	0
群馬県	23	22	0	1	0
埼玉県	78	75	0	1	2
千葉県	55	50	0	3	2
東京都	58	52	0	3	3
神奈川県	56	53	0	0	3
新潟県	21	21	0	0	0
富山県	6	6	0	0	0
石川県	6	6	0	0	0
福井県	9	8	0	1	0
山梨県	12	12	0	0	0
長野県	28	28	0	0	0
岐阜県	23	22	0	1	0
静岡県	38	36	0	1	1
愛知県	65	63	0	1	1
三重県	14	14	0	0	0

区分 県別	チェーン全店舗数				
	フランチャイス・ストア (加盟店 A契約 店舗)	直営店舗			ショッピ ングセン ター 店舗
		加盟店 B契約 店舗	トレー ニング ・ストア		
滋賀県	12	12	0	0	0
京都府	10	10	0	0	0
大阪府	46	44	0	1	1
兵庫県	30	26	0	3	1
奈良県	10	8	0	2	0
和歌山県	10	10	0	0	0
鳥取県	4	4	0	0	0
島根県	3	3	0	0	0
岡山県	10	9	1	0	0
広島県	14	14	0	0	0
山口県	10	10	0	0	0
徳島県	6	6	0	0	0
香川県	8	7	1	0	0
愛媛県	11	11	0	0	0
高知県	3	3	0	0	0
福岡県	29	29	0	0	0
佐賀県	6	6	0	0	0
長崎県	2	2	0	0	0
熊本県	13	12	0	1	0
大分県	4	4	0	0	0
鹿児島県	6	5	0	1	0
宮崎県	1	1	0	0	0
沖縄県	8	8	0	0	0
合計	906	861	2	29	14

③ 当事業年度中の開店、閉店数

(単位：店)

県別	区分	開店	閉店
北海道		4	0
宮城県		1	0
茨城県		2	0
埼玉県		1	0
千葉県		2	0
東京都		3	0
神奈川県		4	0
新潟県		1	0
静岡県		1	0
愛知県		2	1
京都府		1	0

県別	区分	開店	閉店
大阪府		2	0
兵庫県		1	0
島根県		1	0
山口県		1	0
福岡県		1	0
長崎県		1	0
熊本県		3	0
大分県		1	0
鹿児島県		4	0
宮崎県		1	0
沖縄県		1	0
合計		39	1

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
332名	27名増	36.9歳	11.4年

(注) 使用人数には、店長候補社員及びパートタイマー、アルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社群馬銀行	500
株式会社足利銀行	300
株式会社みずほ銀行	300
農林中央金庫	150
株式会社三菱UFJ銀行	100

2 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 192,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 81,846,816株(自己株式236,434株を含む。)
 (3) 株主数 31,227名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ベイシア興業	23,040,000	28.23
土屋裕雅	12,000,000	14.70
株式会社カインズ	7,894,400	9.67
吉田佳世	5,930,400	7.27
大嶽 恵	5,930,400	7.27
株式会社カインズ興産	2,976,000	3.65
土屋嘉雄	2,948,800	3.61
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託	1,600,000	1.96
株式会社群馬銀行	1,196,000	1.47
第一生命保険株式会社	960,000	1.18

(注)持株比率は自己株式(236,434株)を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 濱 英 之	
専務取締役	土 屋 哲 雄	経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当
取締役	飯 塚 幸 孝	財務部長
常勤監査役	長谷川 浩	
監査役	新 井 俊 夫	
監査役	堀 口 均	

- (注) 1. 監査役新井俊夫氏及び監査役堀口均氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、堀口均氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役長谷川浩氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、当該保険契約の内容の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合であり、被保険者は保険料の一部を負担しております。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

なお、保険料は被保険者個人が一部負担しておりますが、更新後は全額会社負担とする予定です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

- a. 各取締役が担う機能や役割・責任や成果に応じた報酬体系としております。
- b. 業績及び（中長期的な）企業価値・株主価値向上を動機付け、競争力を有する報酬水準とすることで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る報酬体系としております。

ロ. 報酬体系に関する方針

- a. 業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動報酬」で構成し、原則、役位及び職責に応じて予め定められた基準額の範囲内で決定された額を支給しております。
- b. 「基本報酬」は、現金固定報酬（月額及び夏季・冬季賞与（使用人職務に対する賞与を除く））としております。
- c. 社外取締役の報酬は、業務執行の監督及び監査の職責に鑑み、「基本報酬」のみとしております。

ハ. 役員賞与に関する方針

- a. 取締役に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会後に支給するものとし、「ポイント単価」と「ポイント数」を乗じて算出しております。
- b. 「ポイント単価」は、従業員に支給する期末賞与の単価と同額とし、概ね前年の「ポイント単価」に経常利益前年比を乗じた金額を目安に決定しております。
- c. 「ポイント数」は会社業績（最高25点）と個人業績（最高25点）から評価を行い、役職に応じて決定しております。
- d. 業績連動報酬と固定報酬の比率を定めておりませんが、職位が高位であれば会社業績に対する責任の度合等も高まることから、それに応じた評価点数となるように係数を用いて算出しております。

役員賞与の算定方法は次のとおりです。

(a) 評価点数算出方法

会社業績

(単位：点)

判定項目		110%以上	105%以上	100%以上	100%未満	95%未満
チェーン全店売上高	①予算比	5点	4点	3点	2点	1点
	②前年比	5点	4点	3点	2点	1点
経常利益	③予算比	5点	4点	3点	2点	1点
	④前年比	5点	4点	3点	2点	1点
経常利益率	⑤率実績	6.0%以上	5.5~6.0	5.0~5.5	4.5~5.0	4.5未満
		5点	4点	3点	2点	1点

個人業績

全13項目のうち5項目は自己申告により社長が評価、8項目は本人を除く他の役員が評価を行い、合計点を算出します。(最高25点)

(b) 役職・評価別ポイント一覧

(単位：点)

評価点数	50~44	43~37	36~30	29~23	22~16	15~9
評語	S	A	BA	BB	BC	C

(単位：ポイント)

評語/役職	社長	専務取締役	取締役
S	850	850	400
A	750	750	350
BA	650	650	300
BB	550	550	250
BC	450	450	200
C	350	350	150

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- 個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。
- 取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	114	77	37	－	3
監査役	17	17	－	－	3
(うち社外監査役)	(7)	(7)	(－)	(－)	(2)
合計	131	94	37	－	6

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額37百万円が含まれております。

3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第25回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。

4. 監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第15回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役	新井俊夫	14回中13回	92.9%	12回中12回	100.0%
監査役	堀口均	14回中13回	92.9%	12回中12回	100.0%

・取締役会及び監査役会における発言状況

新井俊夫氏は、主に長年にわたる他社での豊富な業務経験、知識等を当社の経営全般の監視に活かし、幅広い見識から発言を行っております。堀口均氏は、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

その理由は、当社は迅速な意思決定機能を維持し、機動的な経営判断による持続的な企業価値向上と市場環境の変化にいち早く対応できる体制を確保するうえで、社外取締役を選任していない現在の体制がもっとも有効であると判断しているからです。すなわち、当社は単一事業経営と単体のみのシンプルな経営体制で、業界でも最先端のロジスティクスや情報システムなどの経営インフラを整備して、変化の速い市場に即応した商品を提供する業務を営んでおります。それゆえ、事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心にした、社外取締役を置かない従来の体制下で、迅速かつ機動的な意思決定を行い、経営戦略の進化と事業の強化で収益力を高め、資本効率の追求を図り、企業価値すなわち株主価値の向上を果たし、順調に発展してまいりました。また、社外取締役がない現時点においても、監査役会など他の機関・制度によって、社外取締役に対し一般に期待される企業価値向上のための助言機能や経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能は十分に確保された体制が整っていると考えておりました。

次に、コーポレートガバナンスの強化につきましては、当社の監査役会は、取締役3名に対し3名で構成されており、社外監査役を含めた各監査役は、取締役会における議決権は有しないものの社外取締役に求められる機能同様に、取締役会や重要な会議等に出席し、意思決定の過程、妥当性、適正性、適法性を確保するための助言、提言を独立性・客観的見地から適宜実施するほか、状況に応じて取締役よりその職務の執行状況を聴取する等の方法により職務を監督並びに監査しております。また、定期的に監査役会を開催することにより、監査役間の情報共有及び意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し、適宜説明を受けております。

このような体制の下で当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）の実効性は十分に確保されていると判断しております。

この度、当社は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行し監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を2021年6月29日開催予定の第40回定時株主総会に上程いたします。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「行動憲章」を定め、定期的かつ継続的な研修を実施し、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ. 社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を設け、法令等の遵守及び倫理に基づく行動に関して、社員が相互の監視意識を高める。
- ハ. 内部監査部による定期的な業務監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従いこれを適切に保存し管理する。

文書管理規程に則り文書の保存及び管理は、所管部門で行うものとする。取締役及び監査役は、常時その文書を閲覧出来るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

重要性の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確にし、目標達成に向けた具体策を立案・実行・確認する。
- ロ. 意思決定プロセスの効率化を図るとともに、重要な事項については、随時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うとともに機動的な運営を図る。

⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査部に設置する。内部監査部は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役へ報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役が必要と求めた場合は、その業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては、監査役の意見を尊重する。
- ロ. 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役又は使用人は、法令違反及び会社に重大な損失を及ぼす事項が発生した場合、またその可能性がある事実を把握した際には、直ちに監査役会又は監査役に報告する。
- ロ. 監査役会又は監査役は、職務遂行上必要と判断した際には、取締役及び使用人に報告を求める。

⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の業務環境の整備に努める。
- ロ. 監査役は、社内の重要会議に出席し、取締役との意見交換を定期的に行い、また内部監査部との連携を図り、効果的な監査業務を遂行する。
- ハ. 監査役は、監査法人による監査結果の報告を受け、意見を交換する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 「行動憲章」において、「社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決する」旨を明文化する。
- ロ. 反社会的勢力に関する対応部署を総務部とし、平素より、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、群馬県企業防衛対策協議会に加入するとともに、警察、顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、情報の収集及び共有化を図る。
- ハ. 反社会的勢力による不当要求等の発生時は、上記機関に相談し組織的に対応する。

⑫ その他

フランチャイズシステムに基づくフランチャイジー全体としての内部統制の構築を目指し、内部監査部による定期的な業務監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、以下のとおり運用しております。

① 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会のほか、改善改革会議など重要な会議に出席し、各部署における業務の進捗状況の確認や意見交換を行うとともに、職務執行の監視・監督を行っております。

② コンプライアンス体制について

当社は、社員の行動規範である「行動憲章」を全社員に配布するとともに、社内イントラネットで常に閲覧できることを通じて、コンプライアンスの意識を周知徹底しております。また、「コンプライアンス・ホットライン規程」による内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに抵触する事態の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

新入社員に対しては入社時に研修を行うほか、年1回社員から「法令と社内規則順守の誓約書」の提出を求め、法令違反あるいは企業倫理上問題のある行為などの恐れがある場合は、たとえ上司の指示等であっても相談担当者に相談することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査体制について

当社は、社長直轄の内部監査部が決めた、内部監査計画書に基づき、本社、店舗を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査部は監査役及び会計監査人と常に意見交換を行い、監査の効率的な実施と実効性の向上に努めております。

④ 監査役について

常勤監査役及び社外監査役は、取締役会や改善改革会議など重要な会議に出席し、各部署の業務計画やその進捗状況を把握し、コンプライアンスの観点から監視を行うほか、各監査役が業務を分担し、独立した立場で監査を実施しております。また、必要に応じて取締役、会計監査人、内部監査部と定期的に情報交換を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

別段定めておりません。

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	85,696
現金及び預金	57,813
売掛金	798
加盟店貸勘定	11,884
商品	14,077
貯蔵品	21
未収入金	38
1年内回収予定の差入保証金	362
その他	701
貸倒引当金	△1
固定資産	27,179
有形固定資産	20,101
建物	10,725
構築物	1,716
車両運搬具	71
工具器具備品	2,078
土地	3,990
リース資産	748
建設仮勘定	771
無形固定資産	769
投資その他の資産	6,307
投資有価証券	3
長期前払費用	608
繰延税金資産	1,336
差入保証金	4,349
その他	15
貸倒引当金	△5
資産合計	112,876

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	19,090
買掛金	3,939
加盟店買掛金	1,850
加盟店借勘定	155
短期借入金	1,350
リース債務	130
未払金	3,944
未払法人税等	5,575
未払消費税等	1,409
未払費用	505
役員賞与引当金	37
リース資産減損勘定	0
その他	190
固定負債	3,191
リース債務	847
長期預り保証金	898
資産除去債務	1,446
負債合計	22,282
(純資産の部)	
株主資本	90,225
資本金	1,622
資本剰余金	1,342
資本準備金	1,342
利益剰余金	87,327
利益準備金	178
その他利益剰余金	87,149
別途積立金	23,150
繰越利益剰余金	63,999
自己株式	△67
評価・換算差額等	368
その他有価証券評価差額金	1
繰延ヘッジ損益	367
純資産合計	90,593
負債・純資産合計	112,876

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		
加盟店からの収入	25,073	
その他の営業収入	4,047	29,121
売上高	(76,694)	76,694
営業総収入		105,815
売上原価	(64,055)	64,055
売上総利益	(12,638)	
営業総利益		41,760
販売費及び一般管理費		17,804
営業利益		23,955
営業外収益		
受取利息	320	
仕入割引	268	
その他	920	1,508
営業外費用		
支払利息	54	
その他	0	54
経常利益		25,409
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	13	
減損損失	43	57
税引前当期純利益		25,356
法人税、住民税及び事業税	8,358	
法人税等調整額	△41	8,316
当期純利益		17,039

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	1,622	1,342	1,342	178	23,150	51,039	74,368	△66	77,266
当期変動額									
剰余金の配当						△4,080	△4,080		△4,080
当期純利益						17,039	17,039		17,039
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	12,959	12,959	△0	12,958
当期末残高	1,622	1,342	1,342	178	23,150	63,999	87,327	△67	90,225

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	1	235	236	77,503
当期変動額				
剰余金の配当				△4,080
当期純利益				17,039
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	0	131	131	131
当期変動額合計	0	131	131	13,090
当期末残高	1	367	368	90,593

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- (1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- (2) 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品 店舗在庫：売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
流通センター在庫：移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 12年～34年 |
| 構築物 | 10年～20年 |
| 車両運搬具 | 4年～6年 |
| 工具器具備品 | 3年～12年 |
- ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 長期前払費用 定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権、加盟店貸勘定等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建輸入取引
- (3) ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、投機的な取引は行わないこととしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 決算期末（四半期末を含む）にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

[表示方法の変更に関する注記]

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（百万円）
商 品	14,077

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表において計上している商品は、主に流通センターの在庫及び自営店（業務委託店舗並びに直営店）の店舗在庫により構成されており、それぞれの計上額は以下のとおりです。

	当事業年度（百万円）
流通センター	13,226
店 舗	850
合 計	14,077

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕に記載のとおり、流通センター在庫は「移動平均法による原価法」、自営店の店舗在庫は「売価還元法による原価法」の評価基準を採用し、貸借対照表価額はそれぞれ収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。このうち、流通センター在庫については収益性の低下を反映する際に一定の仮定をおいて見積りを行っております。

(1) 見積りの前提

当社の商品はプロユーザーや一般個人消費者向けに販売しており、このうち一般個人消費者が主要購買層となるアスレジャー市場（アウトドア・スポーツ・レジャー等）向け商品に関しては、流行の変化に代表されるような外部環境変化や個人の嗜好変化などプロ向け商品に比べ比較的短期間での変化が生じる可能性が高く、当該変化が生じた場合には商品需要ひいては販売可能価格に対して影響を及ぼす可能性を有しております。また、冷夏・暖冬など通常想定している季節・気候要因から大きく変動する様な環境が生じた場合は販売数量に対して影響を及ぼす可能性を有しております。

当社の商品は自社開発製造のP B（プライベート・ブランド）商品、取引先より仕入れるNB（ナショナル・ブランド）商品、当社と取引先との共同開発商品等で構成されておりますが、このうちアスレジャー市場へ主に投入している商品はP B商品であり、またP B商品は決算日時点において流通センター在庫の90%以上を占めております。

(2) 見積りの金額の算出に用いた主要な仮定

上記をふまえ、流通センター在庫のうちP B商品の収益性低下を判断するに際しては一定の回転日数情報を基礎としつつ生産販売計画からの乖離状況や需要トレンド、季節・気候などの環境等を加味した仮定に基づき、販売可能価格の見積りをしております。

3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りにおいて用いた需要トレンドの仮定が極端に変動したことや季節・気候などの外部環境の仮定が大きく異なったことにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において、追加の棚卸資産評価減を計上する可能性があります。

[追加情報]

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社における一部店舗で営業時間短縮や臨時休業の実施、お客様の消費行動などが変化しております。しかしながら、堅調なプロ需要と客層拡大を目的としたワークマンプラス・#ワークマン女子の展開やアスレジャー向けプライベート・ブランド商品戦略などの各施策により、著しく売上が落ち込んだ店舗はありません。

会計上の主要な見積り項目である棚卸資産の評価、減損損失及び繰延税金資産の回収可能性について、同感染症により業績が悪化している店舗が無いことから、評価損の計上予定及び見積りによる回収可能性の前提条件を変更しておりません。

なお、同感染症の収束時期及び経済活動への影響など不確定要素が多く、今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,734百万円
2. 加盟店貸勘定又は加盟店借勘定は加盟店との間に発生した債権・債務であります。

[損益計算書に関する注記]

1. 売上高には加盟店向け商品供給売上高67,127百万円が含まれております。
2. 営業外収益のその他のうちの主なものは、次のとおりであります。
取引先からの機器使用・保守などのサービス料収入及び販促媒体の売却収入 282百万円
3. 関係会社との取引高
営業取引による取引高 6百万円
4. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失(百万円)
店舗	秋田県男鹿市 他12件	建物等	41
遊休資産	岩手県紫波郡 他1件	建物等	2
合計	-	-	43

資産のグルーピングは、店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については、当該資産単独でグルーピングを行っております。主に収益性が著しく低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失43百万円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、店舗41百万円(建物34百万円、構築物4百万円、什器備品2百万円)、遊休資産2百万円(建物2百万円、構築物0百万円)であります。

回収可能価額は、使用価値もしくは正味売却価額を適用しております。なお、使用価値は将来キャッシュ・フローが当事業年度はマイナスで算定されるため零として評価し、正味売却価額は売却見込額により算定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	81,846,816	—	—	81,846,816

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	236,384	50	—	236,434

(注) 普通株式の自己株式の増加50株は単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,080	50	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,223	64	2021年3月31日	2021年6月30日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費限度超過額	463百万円
資産除去債務	449百万円
未払事業税	292百万円
商品評価損	122百万円
未払費用	118百万円
長期前払費用	85百万円
未払金	47百万円
減損損失	27百万円
リース資産減損勘定	0百万円
その他	96百万円
繰延税金資産合計	<u>1,703百万円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務	△205百万円
繰延ヘッジ損益	△161百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	<u>△367百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>1,336百万円</u></u>

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗及び店舗付帯設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

加盟店貸勘定は、加盟店に対する貸付であり信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び加盟店買掛金並びに未払金は、そのほぼすべてが2ヶ月以内の支払期日のものであります。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2ヶ月後であります。なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが3ヶ月以内に納付期日が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で19年後であります。

長期預り保証金は、主に加盟店契約に基づく保証金であり、償還日は決算日後、最長で11年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

加盟店貸勘定は、加盟店ごとに残高表を作成し、継続的にモニタリングすることにより、早期に過剰残高等の状況を把握できる体制となっております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、担保価値を勘案して抵当権等を設定し残高管理をすることにより、リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、範囲、管理体制及びリスク管理方法を定めた社内規程に従っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産の部			
(1) 現金及び預金	57,813	57,813	—
(2) 加盟店貸勘定 貸倒引当金	11,884 △1	11,884 △1	— —
(3) 差入保証金(※1)	11,883 4,712	11,883 4,660	— △51
資産 計	74,409	74,357	△51
負債の部			
(1) 買掛金	3,939	3,939	—
(2) 加盟店買掛金	1,850	1,850	—
(3) 短期借入金	1,350	1,350	—
(4) 未払金	3,944	3,944	—
(5) 未払法人税等	5,575	5,575	—
(6) リース債務(※2)	978	1,260	281
(7) 長期預り保証金	898	894	△3
負債 計	18,536	18,815	278
デリバティブ取引(※3)	528	528	—

(※1) 流動資産の1年内回収予定の差入保証金と固定資産の差入保証金を合算して表示しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産の部

(1) 現金及び預金、(2) 加盟店貸勘定

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価につきましては、将来キャッシュ・フローを国債利回り等で割り引いて算定する方法によっております。

負債の部

(1) 買掛金、(2) 加盟店買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務、(7) 長期預り保証金

これらの時価につきましては、将来キャッシュ・フローを同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高 (注) 1
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ベイシア (注) 2	群馬県 前橋市	(被所有) 間接 0.5%	商品の販売及び 電算処理 業務委託	商品の販売 (注) 5	15	売掛金	0
					電算処理料の 支払 (注) 5	267	未払金	33
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社カインズ・ ビジネスサービス (注) 3	埼玉県 本庄市	なし	商品の販売及び 購入	商品の販売 (注) 5	42	売掛金	1
					商品の購入等代 金支払 (注) 5	91	未払金	9
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社アイシー カーゴ (注) 3	群馬県 伊勢崎市	なし	商品の配送業務	商品配送料の 支払 (注) 5	156	未払金	17
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ベイシア 興産 (注) 4	群馬県 前橋市	(被所有) 間接 1.7%	流通センター建 設等の業務委託	業務委託料等の 支払 (注) 5	22	未払金	11

[取引条件及び取引条件の決定方針等]

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の22.0%を直接所有、60.1%を間接所有、その近親者が議決権の4.4%を直接所有、12.2%を間接所有しております。
3. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の58.4%を間接所有、その近親者が議決権の41.2%を間接所有しております。
4. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の100.0%を直接所有しております。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 電算処理料は、役務提供に対する費用等を総合的に判断して決定しております。
 - (2) 商品の販売に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - (3) 商品の購入等に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - (4) 商品の配送業務に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - (5) 業務委託料は、役務提供に対する費用等を総合的に判断して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,110円08銭
2. 1株当たり当期純利益 208円80銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ワークマン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出正弘 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野和寿 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワークマンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

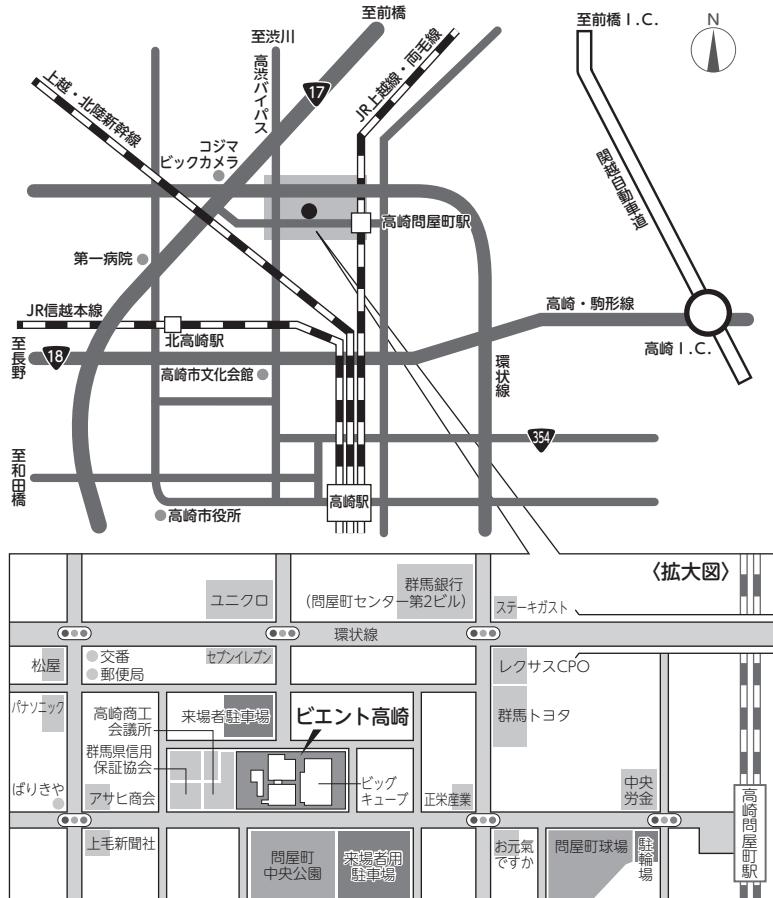
株式会社ワークマン 監査役会

常勤監査役 長谷川 浩 ㊟
社外監査役 新井 俊夫 ㊟
社外監査役 堀 口 均 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
 ビエント高崎 エクセルホール
 電話 027 (361) 8243 (代表)



交通

- 関越自動車道……………高崎 I.C.出口から約 6 km / 前橋 I.C.出口から約 4 km
- J R 上越線・両毛線……………高崎問屋町駅（問屋口下車）から徒歩 5 分
 （高崎駅から高崎問屋町駅まで 1 駅 4 分）



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。